

**【支給要件】**  
**臨時福祉**  
**給付金**

**1 支給対象者**

平成 26 年度分の住民税が課税されていない方が対象です。  
ただし、次の場合は除きます。

- ①課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
- ②生活保護の受給者である場合 など

**確認じゃ！**

**2 支給額**

1 人につき 10,000 円

次の加算対象者は 1 人につき 5,000 円を加算

【加算対象者】 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者<sup>\*1</sup>  
児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者など<sup>\*2</sup>

- ※ 1 平成 26 年 3 月分の受給権があり、4 月分または 5 月分の年金の支払いがある方が対象。
- ※ 2 平成 26 年 1 月分の手当などを受給している方が対象。

**表 1 住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）**

（給与所得者）		（公的年金などの受給者）	
区分	*非課税限度額 （給与収入ベース）	区分	*非課税限度額 （年金収入ベース）
単身	100 万円	単身 65 歳以上	155 万円
夫婦	156 万円	単身 65 歳未満	105 万円
夫婦子 1 人	205.7 万円	夫婦 65 歳以上	211 万円
夫婦子 2 人	255.7 万円	夫婦 65 歳未満	171.3 万円

※生活保護基準の 1 級地（東京都 23 区など）における非課税限度額

**子育て世帯臨時特例給付金**

↑カクニンジャ

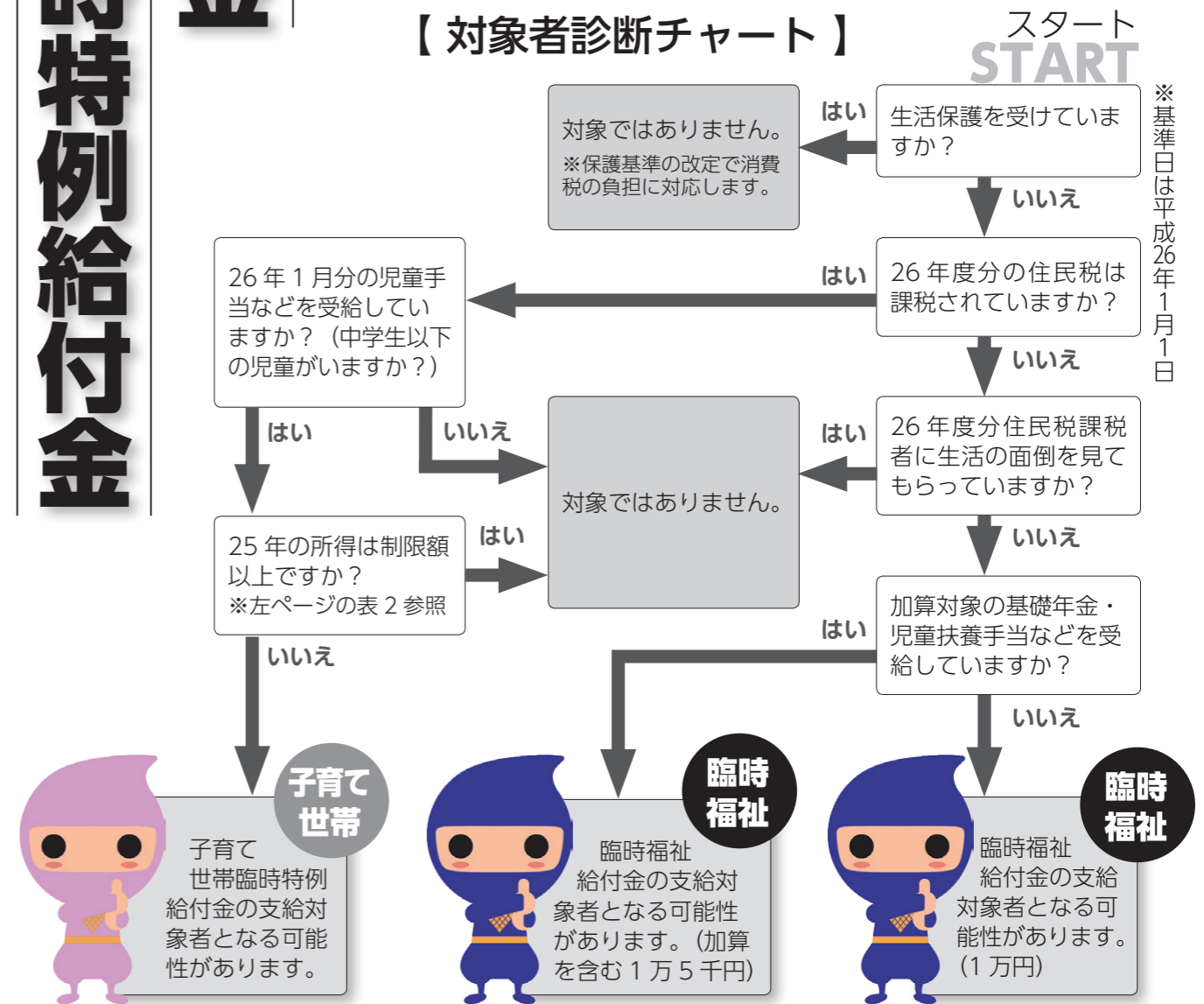
**臨時福祉給付金**

**申請はお済みですか？**

- 問い合わせ
- 申請方法に関するご質問、申請書の提出先
- 保健福祉課社会福祉係 ☎ 84・2023
- 制度に関するお問い合わせ ☎ 0570・037・192
- 厚生労働省 ☎ 0570・037・192

雄武町では、7月15日から2つの給付金の申請受付を開始しています。申請書が届いていない方で、対象となる可能性のある場合は申請をお願いいたします。申請書は役場庁舎別館（保健福祉課社会福祉係）でお渡ししています。また、申請書を郵送することもできますので、ご希望の方は電話にてご連絡ください。受付期間は10月15日(水)までとなりますので、早めの申請をお願いします。

**【対象者診断チャート】**



※上記のチャートはあくまで一般的な場合を想定しています。不明な点はお問い合わせください。

**【支給要件】**  
**子育て世帯**  
**臨時特例**  
**給付金**

**1 支給対象者**

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成 26 年 1 月分の児童手当・特例給付<sup>\*</sup>を受給
- ②平成 25 年の所得が児童手当の所得制限限度額未満（表 2 の限度額目安未満かどうか）

※特例給付とは、所得が高額な方について児童 1 人当たり月額 5,000 円を支給しているもの。

**表 2 児童手当の所得制限限度額**

区分 （扶養親族などの数）	限度額目安 （給与収入ベース）
子 1 人（1 人）	875.6 万円
夫婦子 1 人（2 人）	917.8 万円
夫婦子 2 人（3 人）	960 万円

**2 対象児童**

支給対象者の平成 26 年 1 月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。  
ただし、次の場合は除きます。

- ①臨時福祉給付金の対象となる児童
- ②生活保護の受給者となっている児童など

**3 支給額**

対象児童 1 人につき 10,000 円